臺灣日日新報（第二版）（明治卅一年五月九日第三種郵便物認可）　昭和十六年五月四日（日曜日）　第一万四千七百八十號

臺灣新報 夕刊

五月三日

イラク軍火蓋切る
英軍と戰端開く
英空軍基地周邊で衝突

【ニューヨーク二日發同盟】NBC放送網は二日午（日本時間三日午前一時過ぎ）英國のラジオ放送が「イラク軍の火蓋に二日夜與ハバニア（ペルシア灣バグダット西方百粁）の英空軍基地を同軍が包圍攻撃を開始し英軍もこれに應戰し戰端開かれたと報じた

【ロンドン二日發同盟】英國政府當局は二日發表イラク軍の英空軍基地に對し二日夜に亘つて攻撃したと發表した

英、イラク開戰當時は ハバニアの英空軍基地周邊に於いて二日夜に開戰した、開戰の瞬間は發表されないものと信ぜらる

【ニューヨーク二日發同盟】CBS放送網がラジオ發表した所に據るとイラク政府は英空軍の駐屯地ハバニアを包圍攻撃するとともにモースル油田地方に於ける英國の石油利權を脅威し、イラク軍は既に二十日以來英軍基地に對し攻撃を開始したと發表してゐる

【イルート（ベリルート）二日發同盟】イラクの緊張は二日夜に入つて一段と加はり、國民は擧國一致イラクの防衛に當つてゐる

【ベルリン

五日選奨される
優良兒七十名決定
島都の幼兒並に乳兒審査會結果

臺都の幼兒並に乳兒愛育會は去る四月二十五、二十六、二十七の三日間公會堂で開かれ、"うちの坊やこそ臺北一の優良兒"と多數の乳幼兒が母親に、緊張を忘れた綺麗な顏を見せて參加した審査會は、各々多くの參觀人を集めて午前十時から公會堂で盛大に開かれた。開會に先立ち本會副會長男爵澁澤敬三氏は「本會は乳兒死亡率の減少を目的として昨年十月に創立されたが、その後の經過は極めて良好で、本日の審査會に參加した乳兒は百七十名の多數に上り、本會の目的達成に一大光明を與へるものである」と挨拶があつた。

審査は午前九時から開始され、審査員は醫學博士總督府衛生課長川原次吉郎氏、同技師兼臺北帝大醫學部教授醫學博士小林晴治郎氏、臺北帝大醫學部教授醫學博士宮川米次氏、同教授醫學博士杉田直樹氏、臺北醫專教授醫學博士小金井良精氏、臺北帝大醫學部教授醫學博士中谷忠彥氏、臺北帝大醫學部教授醫學博士杉浦重剛氏、臺北帝大醫學部教授醫學博士小川正孝氏、臺北帝大醫學部教授醫學博士森於菟氏、臺北帝大醫學部教授醫學博士森下薫氏、臺北帝大醫學部教授醫學博士大澤清二氏、臺北帝大醫學部教授醫學博士金關丈夫氏、臺北帝大醫學部教授醫學博士國分正胤氏、臺北帝大醫學部教授醫學博士小野寺修氏、臺北帝大醫學部教授醫學博士小川琢治氏、臺北帝大醫學部教授醫學博士岡西爲人氏、臺北帝大醫學部教授醫學博士中村哲氏、臺北帝大醫學部教授醫學博士中村五六氏、臺北帝大醫學部教授醫學博士末成道男氏、臺北帝大醫學部教授醫學博士中川幸庭氏、臺北帝大醫學部教授醫學博士中村讓氏、臺北帝大醫學部教授醫學博士川村麟也氏、臺北帝大醫學部教授醫學博士川村俊藏氏、臺北帝大醫學部教授醫學博士川村多實二氏、臺北帝大醫學部教授醫學博士川村俊藏氏、臺北帝大醫學部教授醫學博士川村俊藏氏、臺北帝大醫學部教授醫學博士川村俊藏

一億一心丈夫女無し

榮部の大使命は實に重且遠である　皆國一千八百万から全國民の協力である　標語である　皆國一致協力して大東亞の建設に邁進しなければならない　その協力を最も有効ならしめるものは　各人の自覺である　自覺とは　國家に對する心構へである　國家の大使命を體得することである　その體得の仕方は　人によつて異るであらう　或は軍人として　或は官吏として　或は教育者として　或は實業家として　或は農民として　或は勞働者として　或は婦人として　或は學生として　各々その職域に於ける使命を體得して　その職域に於ける使命を完遂することである　その職域に於ける使命を完遂することが　即ち國家に對する奉公である　國家に對する奉公は　決して特別の事ではない　各人が各々その職域に於ける使命を完遂することである　各人が各々その職域に於ける使命を完遂することが　即ち一億一心である　一億一心が　即ち丈夫女無しである　一億一心丈夫女無しは　決して空虚なスローガンではない　一億一心丈夫女無しは　各人の自覺である　各人の自覺が　即ち一億一心丈夫女無しである　各人の自覺が　即ち一億一心丈夫女無しである　各人の自覺が　即ち一億一心丈夫女無しである　各人の自覺が　即ち一億一心丈夫女無しである

子寶部隊の增強へ　母性の保健法

臺北帝大　眞柄教授談

國家目的の第一は人口政策の確立にある　人口の增加は出生率の增加と死亡率の減少とに依つて齎らされる　出生率の增強　は結婚率の高上と深く關係のあるのである　結婚率の高上については　國民の自覺に俟つ外はないのであるが　出生率の增強については　國家は積極的に　或る程度まで　これを指導することが出來る　出生率の增強に關して　國家の採るべき方策は　二つある　その一つは　結婚率の高上と關聯して　出生率の增強を圖ることである　その二つは　出生率の增強と關聯して　乳兒死亡率の減少を圖ることである　出生率の增強と乳兒死亡率の減少とは　國家人口の增加策として　車の兩輪の如きものである　出生率の增強と乳兒死亡率の減少とは　國家人口の增加策として　車の兩輪の如きものである　出生率の增強と乳兒死亡率の減少とは　國家人口の增加策として　車の兩輪の如きものである　出生率の增強と乳兒死亡率の減少とは　國家人口の增加策として　車の兩輪の如きものである

次は　婦人保健相談所の設置である

此の相談所は　國民保健相談所の一部門として　設置されるのであるが　その主なる目的は　妊娠婦人の保健指導にある　妊娠婦人の保健指導は　單に妊娠婦人自身の爲めばかりでなく　胎兒の爲めにも　極めて重要なことである　妊娠婦人の保健指導は　單に妊娠婦人自身の爲めばかりでなく　胎兒の爲めにも　極めて重要なことである　妊娠婦人の保健指導は　單に妊娠婦人自身の爲めばかりでなく　胎兒の爲めにも　極めて重要なことである　妊娠婦人の保健指導は　單に妊娠婦人自身の爲めばかりでなく　胎兒の爲めにも　極めて重要なことである

日本　の流産の數は　一年　約二百萬も　之を出生數の約一割である

自然流産のみならず　人工流産の　數も　決して　尠くない　從つて　流産の　防止　も　亦　重大なる　問題である　流産の　原因は　種々あるが　その　大部分は　妊娠中毒症　である　妊娠中毒症　は　妊娠中の　榮養不良　に　基因する　ものである　從つて　妊娠中毒症　を　豫防する　には　妊娠中の　榮養　を　適當に　指導する　ことが　必要である　妊娠中毒症　は　初期から　細心の　注意を　拂つて　居れば　その　大部分は　豫防し　得るものである　從つて　妊娠婦人は　なるべく　早く　妊娠の　初期から　醫師の　指導を　受けるべきである　妊娠婦人は　なるべく　早く　妊娠の　初期から　醫師の　指導を　受けるべきである　妊娠婦人は　なるべく　早く　妊娠の　初期から　醫師の　指導を　受けるべきである　妊娠婦人は　なるべく　早く　妊娠の　初期から　醫師の　指導を　受けるべきである

國民　自覺と努力

國民の　自覺と　努力とは　國家の　保健施設を　十分に　利用することである　國家の　保健施設を　十分に　利用することである　國家の　保健施設を　十分に　利用することである　國家の　保健施設を　十分に　利用することである　國家の　保健施設を　十分に　利用することである　國家の　保健施設を　十分に　利用することである　國家の　保健施設を　十分に　利用することである　國家の　保健施設を　十分に　利用することである

國民自らが努力　性病撲滅へ

臺北帝大　高橋教授談

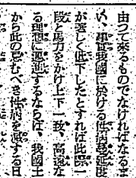

大體十人に一人は　性病に　罹患　して　居るといはれて　居るが　これは　決して　誇張した　數字ではない　昭和十三年の　統計によれば　全國　各方面の　罹病率は　男子の　いい　加減に　見積つても　十人に　一人が　罹患　して　居ることに　なつて　居る　一億　一心　丈夫女無し　の　國民の　中　二百萬人が　罹患　して　居ることに　なる　他人　に　傳染　しない　樣に　注意　して　居る　者　は　別　として　罹患者　は　皆　他人　に　傳染　する　機會　を　持つて　居る　從つて　罹患者　は　皆　他人　に　傳染　する　機會　を　持つて　居る　從つて　罹患者　は　皆　他人　に　傳染　する　機會　を　持つて　居る　從つて　罹患者　は　皆　他人　に　傳染　する　機會　を　持つて　居る

性病　は　國家の　發展　を　阻害する　最大の　原因　である

性病　は　個人の　健康を　害するのみならず　子孫の　健康を　害し　國家の　發展を　阻害する　最大の　原因　である　從つて　性病　は　個人の　問題として　ではなく　國家の　問題として　取扱はるべきである　性病　は　國家の　發展を　阻害する　最大の　原因　である　從つて　性病　は　個人の　問題として　ではなく　國家の　問題として　取扱はるべきである　性病　は　國家の　發展を　阻害する　最大の　原因　である　從つて　性病　は　個人の　問題として　ではなく　國家の　問題として　取扱はるべきである

性病　の　豫防

性病　の　豫防　は　性病　に　罹つて　居る　者　を　發見し　これを　治療する　ことが　最も　大切である　性病　に　罹つて　居る　者　を　發見し　これを　治療する　ことが　最も　大切である　性病　に　罹つて　居る　者　を　發見し　これを　治療する　ことが　最も　大切である　性病　に　罹つて　居る　者　を　發見し　これを　治療する　ことが　最も　大切である

性病　の　治療

性病　の　治療　は　一日　も　早く　始めなければ　ならない　性病　の　治療　は　一日　も　早く　始めなければ　ならない　性病　の　治療　は　一日　も　早く　始めなければ　ならない　性病　の　治療　は　一日　も　早く　始めなければ　ならない

愛兒への榮養

臺北帝大　酒井教授語る

時局下の我國に於ける　小兒榮養の　問題は　特に　重要である　なぜならば　小兒の　榮養問題である　と　同時に　將來の　國力　を　左右する　と　思ふ　從つて　小兒の　榮養問題は　單に　小兒の　榮養問題　として　取扱はるべきである　小兒の　榮養問題は　單に　小兒の　榮養問題　として　取扱はるべきである　小兒の　榮養問題は　單に　小兒の　榮養問題　として　取扱はるべきである　小兒の　榮養問題は　單に　小兒の　榮養問題　として　取扱はるべきである

先づ　榮養の　意義

榮養の　意義　は　乳兒　による　場合　と　幼兒　による　場合　とに　分けて　考へる　ことが　出來る　乳兒　による　場合　と　幼兒　による　場合　とに　分けて　考へる　ことが　出來る　乳兒　による　場合　と　幼兒　による　場合　とに　分けて　考へる　ことが　出來る　乳兒　による　場合　と　幼兒　による　場合　とに　分けて　考へる　ことが　出來る

當時　米價の　騰貴に　伴ふ　乳

當時　米價の　騰貴に　伴ふ　乳　の　減少　は　幼兒の　榮養　に　重大な　影響を　與へた　當時　米價の　騰貴に　伴ふ　乳　の　減少　は　幼兒の　榮養　に　重大な　影響を　與へた　當時　米價の　騰貴に　伴ふ　乳　の　減少　は　幼兒の　榮養　に　重大な　影響を　與へた　當時　米價の　騰貴に　伴ふ　乳　の　減少　は　幼兒の　榮養　に　重大な　影響を　與へた

成長する子供に　必要な蛋白質を

工夫すべき辨當の內容

榮養が　一日に攝る　蛋白質の　二分の一　即ち　一日に　二十五瓦の　蛋白質が　必要である　從つて　日本人は　肉類　を　多く　攝る　ことが　出來ない　從つて　日本人は　蛋白質の　攝取が　不足して　居る　從つて　日本人は　蛋白質の　攝取が　不足して　居る　從つて　日本人は　蛋白質の　攝取が　不足して　居る　從つて　日本人は　蛋白質の　攝取が　不足して　居る

産院の設備と　助産婦增加の要

臺灣の數字が示す實際

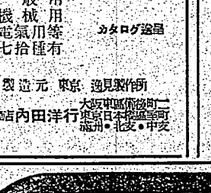

良い齒で良く噛め　一石二鳥の保健法

臺北帝大　大橋博士談

感冒ニ　錠ンホギレ

最も進歩した化学療法剤

扁桃腺炎　中耳炎　化膿性疾患に

Ⓟ

化膿の病原たる淋菌、連鎖狀球菌、葡萄狀球菌等の各種球菌を傷き、これを撲滅するスルフォンアミド劑はその發見以來既に數年、幾多の研究段階的製品の產出をみたが、眞に人體の經泰機能に即應する化學療法の發見合成によつて、その副作用を最少に減殺せしめ、その治療効果を最大に增强せしめ得たもの、實にレギオンの出現にほかならない。

【適應】急性並に慢性淋疾　化膿性續人科疾患　扁桃腺炎・扁桃腺炎　丹毒・中耳炎　感冒・肺炎等

【症】

【假定發包】

本　舖　大阪市東區道修町三
製造發賣元　大日本製藥株式會社
出張所　台北市榮町三丁目

各藥店に販賣す。
品切の節は直接本社（御照會を乞ふ）

良く噛んで良く噛め

各種の食物は　よく噛むことによつて　その　榮養分が　よく　吸收されるのである　從つて　よく　噛むことは　榮養を　攝ることと　同時に　消化を　よくすることである　從つて　よく　噛むことは　榮養を　攝ることと　同時に　消化を　よくすることである　從つて　よく　噛むことは　榮養を　攝ることと　同時に　消化を　よくすることである　從つて　よく　噛むことは　榮養を　攝ることと　同時に　消化を　よくすることである

食物を　よく　噛まないと　どんな

食物を　よく　噛まないと　どんな　ことに　なるか　それは　食物が　よく　噛まれないで　胃に　入ると　胃の　消化液が　充分に　分泌されない　從つて　消化が　惡くなる　從つて　消化が　惡くなる　從つて　消化が　惡くなる　從つて　消化が　惡くなる

食物を　よく　噛むと　どんな

食物を　よく　噛むと　どんな　ことに　なるか　それは　食物が　よく　噛まれると　胃の　消化液が　充分に　分泌される　從つて　消化が　よくなる　從つて　消化が　よくなる　從つて　消化が　よくなる　從つて　消化が　よくなる

食物を　よく　噛むと　どんな

食物を　よく　噛むと　どんな　ことに　なるか　それは　食物が　よく　噛まれると　唾液が　充分に　分泌される　從つて　消化が　よくなる　從つて　消化が　よくなる　從つて　消化が　よくなる　從つて　消化が　よくなる

食物を　よく　噛むと　どんな

食物を　よく　噛むと　どんな　ことに　なるか　それは　食物が　よく　噛まれると　顎の　骨が　よく　發達する　從つて　顎の　骨が　よく　發達する　從つて　顎の　骨が　よく　發達する　從つて　顎の　骨が　よく　發達する

食物を　よく　噛むと　どんな

食物を　よく　噛むと　どんな　ことに　なるか　それは　食物が　よく　噛まれると　齒が　丈夫に　なる　從つて　齒が　丈夫に　なる　從つて　齒が　丈夫に　なる　從つて　齒が　丈夫に　なる

曉の町　159

武田麟太郎作　林唯一畫

電話から（十一）

三人ともに不安になつて來た。その中でも先生は最も、なにかどこかで遊んでるんだらう、ゆつくり歸つてゐたら、おそのはなのことだし、又、そこいらまで見に行つて來りさうなものだと、おろ〳〵してゐた。

「——郎に聞たつて、何ともなることではない」

先生はおこと言つてみせた。

醫師は自分の呼び出しの緊張が、かう云ふ風に崩つたので、意地惡に思つたもので眼を細めつけられてゐた。しかも、先生の云ふやうに、殊に何とも出來ないのだから、よけい醫師に當られるわけであつた。

「——では、お歸りになつたんでせう、よろしくお傳へ下さい」

醫師のやつ、腹は立つ上に、仕方のないやつだ

（第二種）（昭和十一年五月九日第三種郵便物認可）　昭和十六年五月四日（日曜日）　臺灣日日新報　第一万四千七百八十號　A（一）

臺灣日日新報

日本唯夕刊共八頁

海門、溫州上陸部隊 目的を達成、轉進す

【上海三日發同盟】支那派遣軍報道部發表、一、海門及び溫州附近に上陸せる帝國陸軍部隊は敵の抵抗力を壓倒し悉くその目的を達成したるを以つて三日、海軍部隊との協力の下に各方面への轉進を開始せり

二、轉進に當り要地破壞遺棄の跡を留めず

支那派遣軍報道部長談

【南京三日發同盟】支那派遣軍報道部長は四月九日溫州方面上陸作戰の目的を達成したる上陸部隊及びその援護を爲す海軍部隊に對し左の如き感謝の意を表明した

一、溫州、石塘、白井等各要地の守敵を撃滅し溫州飛行場及び敵の抗戰力及び戰力の破壞に關する目的は悉く之を達成した

二、溫州、臺州、海門等は敵補給上の要衝なると同時に守敵を驅逐してこれを占據することは敵の抗戰力の根據を覆滅するものであり、我が軍の損害は極めて僅少であつた

三、我が軍に從り民衆の協力は實に驚くべきものがあり、我が軍を迎へたる住民は我が軍の進撃に際し或は食糧品の如き積極的援助を與へ或は敵の情報を提供し、或は敵の破壞物資の發見に協力し、或は敵の遺棄せるものの始末に從事する等、我が軍に對する感謝と協力の實は眞に驚くべきものがあつた

泰、佛印紛爭調停條約 來週中に正式調印

具體的事項圓滿妥結

【東京發同盟】當局の監視裏に進められつゝあつた泰佛印間紛爭調停會議は、日本側を一般とする調停國側と兩紛爭當事國との間に、それぞれ別個に會談を重ねた結果、兩國の主張の大體の調和點を發見するに至つたので、三日午後の會議に於て、泰佛印兩國代表は調停國側の提案を基礎として具體的事項に關する協定案を作成することに決定した、而して右協定案は來週中に兩國代表の間に正式調印の運びとなる見込である

【東京發同盟】松岡外相は三日の閣議後、外務省新廳舍に於て、佛印紛爭調停會議の經過に關し、次の如き談話を發表した

一、佛印紛爭調停會議は、日本側を一般とする調停國側と佛印、泰兩國との間に、それぞれ別個に會談を重ねた結果、兩國の主張の大體の調和點を發見するに至つたので、三日午後の會議に於て、泰佛印兩國代表は調停國側の提案を基礎として具體的事項に關する協定案を作成することに決定した、而して右協定案は來週中に兩國代表の間に正式調印の運びとなる見込である

二、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

三、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

四、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

五、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

六、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

七、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

八、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

九、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

十、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

十一、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

十二、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

十三、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

十四、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

十五、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

十六、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

十七、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

十八、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

十九、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二十、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二十一、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二十二、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二十三、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二十四、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二十五、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二十六、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二十七、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二十八、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二十九、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

三十、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

三十一、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

三十二、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

三十三、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

三十四、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

三十五、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

三十六、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

三十七、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

三十八、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

三十九、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

四十、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

四十一、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

四十二、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

四十三、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

四十四、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

四十五、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

四十六、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

四十七、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

四十八、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

四十九、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

五十、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

五十一、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

五十二、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

五十三、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

五十四、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

五十五、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

五十六、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

五十七、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

五十八、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

五十九、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

六十、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

六十一、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

六十二、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

六十三、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

六十四、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

六十五、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

六十六、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

六十七、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

六十八、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

六十九、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

七十、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

七十一、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

七十二、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

七十三、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

七十四、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

七十五、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

七十六、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

七十七、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

七十八、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

七十九、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

八十、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

八十一、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

八十二、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

八十三、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

八十四、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

八十五、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

八十六、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

八十七、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

八十八、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

八十九、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

九十、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

九十一、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

九十二、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

九十三、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

九十四、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

九十五、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

九十六、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

九十七、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

九十八、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

九十九、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百一、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百二、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百三、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百四、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百五、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百六、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百七、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百八、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百九、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百十、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百十一、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百十二、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百十三、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百十四、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百十五、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百十六、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百十七、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百十八、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百十九、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百二十、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百二十一、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百二十二、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百二十三、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百二十四、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百二十五、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百二十六、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百二十七、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百二十八、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百二十九、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百三十、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百三十一、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百三十二、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百三十三、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百三十四、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百三十五、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百三十六、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百三十七、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百三十八、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百三十九、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百四十、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百四十一、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百四十二、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百四十三、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百四十四、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百四十五、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百四十六、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百四十七、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百四十八、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百四十九、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百五十、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百五十一、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百五十二、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百五十三、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百五十四、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百五十五、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百五十六、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百五十七、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百五十八、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百五十九、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百六十、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百六十一、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百六十二、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百六十三、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百六十四、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百六十五、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百六十六、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百六十七、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百六十八、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百六十九、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百七十、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百七十一、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百七十二、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百七十三、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百七十四、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百七十五、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百七十六、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百七十七、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百七十八、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百七十九、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百八十、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百八十一、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百八十二、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百八十三、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百八十四、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百八十五、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百八十六、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百八十七、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百八十八、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百八十九、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百九十、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百九十一、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百九十二、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百九十三、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百九十四、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百九十五、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百九十六、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百九十七、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百九十八、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

百九十九、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百一、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百二、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百三、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百四、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百五、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百六、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百七、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百八、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百九、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百十、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百十一、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百十二、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百十三、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百十四、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百十五、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百十六、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百十七、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百十八、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百十九、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百二十、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百二十一、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百二十二、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百二十三、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百二十四、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百二十五、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百二十六、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百二十七、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百二十八、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百二十九、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百三十、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百三十一、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百三十二、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百三十三、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百三十四、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百三十五、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百三十六、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百三十七、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百三十八、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百三十九、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百四十、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百四十一、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百四十二、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百四十三、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百四十四、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百四十五、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百四十六、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百四十七、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百四十八、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百四十九、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百五十、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百五十一、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百五十二、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百五十三、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百五十四、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百五十五、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百五十六、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百五十七、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百五十八、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百五十九、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百六十、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百六十一、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百六十二、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百六十三、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百六十四、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百六十五、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百六十六、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百六十七、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百六十八、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百六十九、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百七十、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百七十一、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百七十二、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百七十三、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百七十四、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百七十五、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百七十六、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百七十七、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百七十八、右協定案の內容は、泰國は佛印に對する要求を撤回し、佛印は泰國に對する要求の一部を容認するものである

二百七十九、右協定案の內

福建工作と臺灣の立場
南方圏確立と睨み合せたい

一

福建の攻略に次いで福建省當局の巨頭が臺灣の手に依て逐次拉致られてゐる今日、臺灣官民としては福建の深い関係や交渉上に接して、何か各般と立たねばと考へ寸時もチヤンスとして居られない気持で一ぱいである。何と云つても臺灣は今日民衆の何ものよりも一番多く福建を繋ぐ血の繋がりを持ち經濟の利害関係にも結ばれ、閩省研究をも續けてゐるからだ。殊に支那から閩省に移住してゐた帝國民で、最も以来多く消息を絶つた所不明になつてゐる者に林家の出林鶴齢氏始め三百餘十名もあり、又新人の發着も相當多數に亘つてゐるほか財産等も殊して引揚げてゐるので天涯の安否等も一層も早く知りたいのは人情である。否期待うふ人情や私情は一の次ととしても、福建省に勝して臺灣が現に持つてゐる知識や經驗其他各般の物質並に人的関係等に依て出來る限りの援助協力を與へねばならぬと思ふのであり、然も右の援助協力は一刻も早いほど效果的であるのである。この程度の福建作工作に関與するのであるこの程度の福建作工作の綱領方面關係官民も期せずして相通り、協力して當局の施策に協力一致して當るの覺悟を要する。

二

今後の福建工作については種々の觀點から見る各種の具體案が想はれるであらうが、現下の内外諸情勢から觀て福建省の持つ最大重要性は何であるかを先づ明瞭に認識し把握しなければならぬ。即して先れは南方に於ける不動の地盤を確立し、南方發展の基礎工作に資する點にあるは勿論であるが、更に南方圏確立の重要なる一環として、臺灣と密接不離の關係にある福建の安定、整備、復興等の各般の施策を強力に推進することは、本島として當然の責務と云へ、時局柄隣省の治安を喚起すると云ふ點も看過はされない。

三

福建の重要性は既に述べた通りであるが、更に之を具體的に説明すれば、第一に福建は臺灣と同じく南方圏に於ける重要資源の寶庫である點である。福建省の資源は多種多様であるが、特に重要なものは鉱産物では鉄、石炭、銅、鉛、亜鉛、タングステン、マンガン、ボーキサイト、硫黄、石油、石綿、雲母、硫化鉄鉱、硫酸加里、硫酸アンモニア、硫酸苦土、硫酸曹達、硫酸石灰、硫酸バリウム、硫酸ストロンチウム、硫酸ニッケル、硫酸コバルト、硫酸銅、硫酸亜鉛、硫酸鉄、硫酸マンガン、硫酸アルミニ

芋入り飯の辨當で
炎天下に強行視察

長谷川總督の地方巡視終る

長谷川總督は炎天下三日間に亙る地方巡察を了へ三日朝七時二十分日豫定した通りを元気で臺北驛に歸り、官邸に入つたが今回の巡察は特に農村下級巡察である本島の百姓に接近し親しく現實を觀察、深く農民の地下に潜在する不滿と苦悩を把握せんとの熱意を以て臨み、農民の地方的實感生活に關し親しく膝を交へて時局下大なる政務を與へられたのであつた、巡察の最中、常に作つた芋入りの新聞紙を車中でしたゝめ出張所や官邸の朝、晝、夕の食事は『此に百姓の感覺もないが……』と感じをこめて農家の間に於ける大の御馳走として感謝の言葉を述つた

今回の視察先きの選定で見逃せないことは何であつて總督自ら親しく觀る石油精製業、製糖機械工場及び水産關係の施設を見たいと思つてゐたことである

石油事業　については特別興味ないが多いが、元に角血眼になつて探さうと云ふ石油資源開發の重大使命を帶び出發した一行總督に隨行した總務長官、財務局長、殖産局長、警務局長、理蕃課長、專賣局長、臺北帝大總長、臺北州知事、臺北市尹、宮本新納總督秘書官、白井總督秘書官、地元官民總參數十名に出迎へられて自動車を驅り出發した一行は、二時十分同地日本石油製油所に到着し同所で少憩ののち所長山田信吾氏の案内で粗入目なインクラインを登り、頂上に於て大正十二年以來掘鑿、或は掘鑿中なる三十三箇所の原油噴出狀況を見て下山、事務所で石油の同地埋藏狀態、開發大體計畫、經營方針等に關し詳細の說明を聽き、午後一時四十三分發車、二時二十分苗栗驛に着、同地より前後三回に亙る石油鑛區を自動車に乘つて巡視、三時四十分苗栗驛發、四時十五分同驛に着、同地より自動車を驅り出發、四時二十分通霄驛に着、同地より自動車を驅り出發、四時五十分苑裏驛に着、同地より自動車を驅り出發、五時二十分日南驛に着、同地より自動車を驅り出發、五時五十分大甲驛に着、同地より自動車を驅り出發、六時十分臺中驛に着、同地より自動車を驅り出發、六時二十分彰化驛に着、同地より自動車を驅り出發、六時四十分二林驛に着、同地より自動車を驅り出發、七時二十分嘉義驛に着、同地より自動車を驅り出發、七時四十分新營驛に着、同地より自動車を驅り出發、八時二十分臺南驛に着、同地より自動車を驅り出發、八時四十分安平に着、同地より自動車を驅り出發、九時二十分臺南驛に着、同地より自動車を驅り出發、九時四十分高雄驛に着、同地より自動車を驅り出發、十時十分鳳山驛に着、同地より自動車を驅り出發、十時二十分屏東驛に着、同地より自動車を驅り出發、十時四十分枋寮驛に着、同地より自動車を驅り出發、十一時二十分枋寮驛發、十一時四十分東港驛に着、同地より自動車を驅り出發、十一時五十分東港驛發、十二時十分高雄驛に着、同地より自動車を驅り出發、十二時四十分高雄驛發、一時二十分鳳山驛に着、同地より自動車を驅り出發、一時四十分岡山驛に着、同地より自動車を驅り出發、二時十分橋頭驛に着、同地より自動車を驅り出發、二時四十分楠梓驛に着、同地より自動車を驅り出發、三時十分左營驛に着、同地より自動車を驅り出發、三時四十分鼓山驛に着、同地より自動車を驅り出發、四時二十分旗山驛に着、同地より自動車を驅り出發、四時五十分美濃驛に着、同地より自動車を驅り出發、五時二十分六龜驛に着、同地より自動車を驅り出發、五時五十分屏東驛に着、同地より自動車を驅り出發、六時十分潮州驛に着、同地より自動車を驅り出發、六時二十分萬丹驛に着、同地より自動車を驅り出發、六時四十分新園驛に着、同地より自動車を驅り出發、七時二十分東港驛に着、同地より自動車を驅り出發、七時四十分枋寮驛に着、同地より自動車を驅り出發、八時十分枋寮驛發、八時二十分枋寮驛に着、同地より自動車を驅り出發、八時四十分屏東驛に着、同地より自動車を驅り出發、九時十分萬丹驛に着、同地より自動車を驅り出發、九時二十分新園驛に着、同地より自動車を驅り出發、九時四十分鳳山驛に着、同地より自動車を驅り出發、十時二十分高雄驛に着、同地より自動車を驅り出發、十時四十分左營驛に着、同地より自動車を驅り出發、十一時十分橋頭驛に着、同地より自動車を驅り出發、十一時二十分楠梓驛に着、同地より自動車を驅り出發、十一時四十分岡山驛に着、同地より自動車を驅り出發、十二時十分鼓山驛に着、同地より自動車を驅り出發、十二時二十分旗山驛に着、同地より自動車を驅り出發、十二時四十分美濃驛に着、同地より自動車を驅り出發、一時十分六龜驛に着、同地より自動車を驅り出發、一時二十分潮州驛に着、同地より自動車を驅り出發、一時四十分萬丹驛に着、同地より自動車を驅り出發、二時十分新園驛に着、同地より自動車を驅り出發、二時四十分鳳山驛に着、同地より自動車を驅り出發、三時十分高雄驛に着、同地より自動車を驅り出發、三時四十分左營驛に着、同地より自動車を驅り出發、四時十分橋頭驛に着、同地より自動車を驅り出發、四時二十分楠梓驛に着、同地より自動車を驅り出發、四時四十分岡山驛に着、同地より自動車を驅り出發、五時十分鼓山驛に着、同地より自動車を驅り出發、五時二十分旗山驛に着、同地より自動車を驅り出發、五時四十分美濃驛に着、同地より自動車を驅り出發、六時十分六龜驛に着、同地より自動車を驅り出發、六時二十分潮州驛に着、同地より自動車を驅り出發、六時四十分萬丹驛に着、同地より自動車を驅り出發、七時十分新園驛に着、同地より自動車を驅り出發、七時二十分鳳山驛に着、同地より自動車を驅り出發、七時四十分高雄驛に着、同地より自動車を驅り出發、八時十分左營驛に着、同地より自動車を驅り出發、八時二十分橋頭驛に着、同地より自動車を驅り出發、八時四十分楠梓驛に着、同地より自動車を驅り出發、九時十分岡山驛に着、同地より自動車を驅り出發、九時二十分鼓山驛に着、同地より自動車を驅り出發、九時四十分旗山驛に着、同地より自動車を驅り出發、十時十分美濃驛に着、同地より自動車を驅り出發、十時二十分六龜驛に着、同地より自動車を驅り出發、十時四十分潮州驛に着、同地より自動車を驅り出發、十一時十分萬丹驛に着、同地より自動車を驅り出發、十一時二十分新園驛に着、同地より自動車を驅り出發、十一時四十分鳳山驛に着、同地より自動車を驅り出發、十二時十分高雄驛に着、同地より自動車を驅り出發、十二時二十分左營驛に着、同地より自動車を驅り出發、十二時四十分橋頭驛に着、同地より自動車を驅り出發、一時十分楠梓驛に着、同地より自動車を驅り出發、一時二十分岡山驛に着、同地より自動車を驅り出發、一時四十分鼓山驛に着、同地より自動車を驅り出發、二時十分旗山驛に着、同地より自動車を驅り出發、二時二十分美濃驛に着、同地より自動車を驅り出發、二時四十分六龜驛に着、同地より自動車を驅り出發、三時十分潮州驛に着、同地より自動車を驅り出發、三時二十分萬丹驛に着、同地より自動車を驅り出發、三時四十分新園驛に着、同地より自動車を驅り出發、四時十分鳳山驛に着、同地より自動車を驅り出發、四時二十分高雄驛に着、同地より自動車を驅り出發、四時四十分左營驛に着、同地より自動車を驅り出發、五時十分橋頭驛に着、同地より自動車を驅り出發、五時二十分楠梓驛に着、同地より自動車を驅り出發、五時四十分岡山驛に着、同地より自動車を驅り出發、六時十分鼓山驛に着、同地より自動車を驅り出發、六時二十分旗山驛に着、同地より自動車を驅り出發、六時四十分美濃驛に着、同地より自動車を驅り出發、七時十分六龜驛に着、同地より自動車を驅り出發、七時二十分潮州驛に着、同地より自動車を驅り出發、七時四十分萬丹驛に着、同地より自動車を驅り出發、八時十分新園驛に着、同地より自動車を驅り出發、八時二十分鳳山驛に着、同地より自動車を驅り出發、八時四十分高雄驛に着、同地より自動車を驅り出發、九時十分左營驛に着、同地より自動車を驅り出發、九時二十分橋頭驛に着、同地より自動車を驅り出發、九時四十分楠梓驛に着、同地より自動車を驅り出發、十時十分岡山驛に着、同地より自動車を驅り出發、十時二十分鼓山驛に着、同地より自動車を驅り出發、十時四十分旗山驛に着、同地より自動車を驅り出發、十一時十分美濃驛に着、同地より自動車を驅り出發、十一時二十分六龜驛に着、同地より自動車を驅り出發、十一時四十分潮州驛に着、同地より自動車を驅り出發、十二時十分萬丹驛に着、同地より自動車を驅り出發、十二時二十分新園驛に着、同地より自動車を驅り出發、十二時四十分鳳山驛に着、同地より自動車を驅り出發、一時十分高雄驛に着、同地より自動車を驅り出發、一時二十分左營驛に着、同地より自動車を驅り出發、一時四十分橋頭驛に着、同地より自動車を驅り出發、二時十分楠梓驛に着、同地より自動車を驅り出發、二時二十分岡山驛に着、同地より自動車を驅り出發、二時四十分鼓山驛に着、同地より自動車を驅り出發、三時十分旗山驛に着、同地より自動車を驅り出發、三時二十分美濃驛に着、同地より自動車を驅り出發、三時四十分六龜驛に着、同地より自動車を驅り出發、四時十分潮州驛に着、同地より自動車を驅り出發、四時二十分萬丹驛に着、同地より自動車を驅り出發、四時四十分新園驛に着、同地より自動車を驅り出發、五時十分鳳山驛に着、同地より自動車を驅り出發、五時二十分高雄驛に着、同地より自動車を驅り出發、五時四十分左營驛に着、同地より自動車を驅り出發、六時十分橋頭驛に着、同地より自動車を驅り出發、六時二十分楠梓驛に着、同地より自動車を驅り出發、六時四十分岡山驛に着、同地より自動車を驅り出發、七時十分鼓山驛に着、同地より自動車を驅り出發、七時二十分旗山驛に着、同地より自動車を驅り出發、七時四十分美濃驛に着、同地より自動車を驅り出發、八時十分六龜驛に着、同地より自動車を驅り出發、八時二十分潮州驛に着、同地より自動車を驅り出發、八時四十分萬丹驛に着、同地より自動車を驅り出發、九時十分新園驛に着、同地より自動車を驅り出發、九時二十分鳳山驛に着、同地より自動車を驅り出發、九時四十分高雄驛に着、同地より自動車を驅り出發、十時十分左營驛に着、同地より自動車を驅り出發、十時二十分橋頭驛に着、同地より自動車を驅り出發、十時四十分楠梓驛に着、同地より自動車を驅り出發、十一時十分岡山驛に着、同地より自動車を驅り出發、十一時二十分鼓山驛に着、同地より自動車を驅り出發、十一時四十分旗山驛に着、同地より自動車を驅り出發、十二時十分美濃驛に着、同地より自動車を驅り出發、十二時二十分六龜驛に着、同地より自動車を驅り出發、十二時四十分潮州驛に着、同地より自動車を驅り出發、一時十分萬丹驛に着、同地より自動車を驅り出發、一時二十分新園驛に着、同地より自動車を驅り出發、一時四十分鳳山驛に着、同地より自動車を驅り出發、二時十分高雄驛に着、同地より自動車を驅り出發、二時二十分左營驛に着、同地より自動車を驅り出發、二時四十分橋頭驛に着、同地より自動車を驅り出發、三時十分楠梓驛に着、同地より自動車を驅り出發、三時二十分岡山驛に着、同地より自動車を驅り出發、三時四十分鼓山驛に着、同地より自動車を驅り出發、四時十分旗山驛に着、同地より自動車を驅り出發、四時二十分美濃驛に着、同地より自動車を驅り出發、四時四十分六龜驛に着、同地より自動車を驅り出發、五時十分潮州驛に着、同地より自動車を驅り出發、五時二十分萬丹驛に着、同地より自動車を驅り出發、五時四十分新園驛に着、同地より自動車を驅り出發、六時十分鳳山驛に着、同地より自動車を驅り出發、六時二十分高雄驛に着、同地より自動車を驅り出發、六時四十分左營驛に着、同地より自動車を驅り出發、七時十分橋頭驛に着、同地より自動車を驅り出發、七時二十分楠梓驛に着、同地より自動車を驅り出發、七時四十分岡山驛に着、同地より自動車を驅り出發、八時十分鼓山驛に着、同地より自動車を驅り出發、八時二十分旗山驛に着、同地より自動車を驅り出發、八時四十分美濃驛に着、同地より自動車を驅り出發、九時十分六龜驛に着、同地より自動車を驅り出發、九時二十分潮州驛に着、同地より自動車を驅り出發、九時四十分萬丹驛に着、同地より自動車を驅り出發、十時十分新園驛に着、同地より自動車を驅り出發、十時二十分鳳山驛に着、同地より自動車を驅り出發、十時四十分高雄驛に着、同地より自動車を驅り出發、十一時十分左營驛に着、同地より自動車を驅り出發、十一時二十分橋頭驛に着、同地より自動車を驅り出發、十一時四十分楠梓驛に着、同地より自動車を驅り出發、十二時十分岡山驛に着、同地より自動車を驅り出發、十二時二十分鼓山驛に着、同地より自動車を驅り出發、十二時四十分旗山驛に着、同地より自動車を驅り出發、一時十分美濃驛に着、同地より自動車を驅り出發、一時二十分六龜驛に着、同地より自動車を驅り出發、一時四十分潮州驛に着、同地より自動車を驅り出發、二時十分萬丹驛に着、同地より自動車を驅り出發、二時二十分新園驛に着、同地より自動車を驅り出發、二時四十分鳳山驛に着、同地より自動車を驅り出發、三時十分高雄驛に着、同地より自動車を驅り出發、三時二十分左營驛に着、同地より自動車を驅り出發、三時四十分橋頭驛に着、同地より自動車を驅り出發、四時十分楠梓驛に着、同地より自動車を驅り出發、四時二十分岡山驛に着、同地より自動車を驅り出發、四時四十分鼓山驛に着、同地より自動車を驅り出發、五時十分旗山驛に着、同地より自動車を驅り出發、五時二十分美濃驛に着、同地より自動車を驅り出發、五時四十分六龜驛に着、同地より自動車を驅り出發、六時十分潮州驛に着、同地より自動車を驅り出發、六時二十分萬丹驛に着、同地より自動車を驅り出發、六時四十分新園驛に着、同地より自動車を驅り出發、七時十分鳳山驛に着、同地より自動車を驅り出發、七時二十分高雄驛に着、同地より自動車を驅り出發、七時四十分左營驛に着、同地より自動車を驅り出發、八時十分橋頭驛に着、同地より自動車を驅り出發、八時二十分楠梓驛に着、同地より自動車を驅り出發、八時四十分岡山驛に着、同地より自動車を驅り出發、九時十分鼓山驛に着、同地より自動車を驅り出發、九時二十分旗山驛に着、同地より自動車を驅り出發、九時四十分美濃驛に着、同地より自動車を驅り出發、十時十分六龜驛に着、同地より自動車を驅り出發、十時二十分潮州驛に着、同地より自動車を驅り出發、十時四十分萬丹驛に着、同地より自動車を驅り出發、十一時十分新園驛に着、同地より自動車を驅り出發、十一時二十分鳳山驛に着、同地より自動車を驅り出發、十一時四十分高雄驛に着、同地より自動車を驅り出發、十二時十分左營驛に着、同地より自動車を驅り出發、十二時二十分橋頭驛に着、同地より自動車を驅り出發、十二時四十分楠梓驛に着、同地より自動車を驅り出發、一時十分岡山驛に着、同地より自動車を驅り出發、一時二十分鼓山驛に着、同地より自動車を驅り出發、一時四十分旗山驛に着、同地より自動車を驅り出發、二時十分美濃驛に着、同地より自動車を驅り出發、二時二十分六龜驛に着、同地より自動車を驅り出發、二時四十分潮州驛に着、同地より自動車を驅り出發、三時十分萬丹驛に着、同地より自動車を驅り出發、三時二十分新園驛に着、同地より自動車を驅り出發、三時四十分鳳山驛に着、同地より自動車を驅り出發、四時十分高雄驛に着、同地より自動車を驅り出發、四時二十分左營驛に着、同地より自動車を驅り出發、四時四十分橋頭驛に着、同地より自動車を驅り出發、五時十分楠梓驛に着、同地より自動車を驅り出發、五時二十分岡山驛に着、同地より自動車を驅り出發、五時四十分鼓山驛に着、同地より自動車を驅り出發、六時十分旗山驛に着、同地より自動車を驅り出發、六時二十分美濃驛に着、同地より自動車を驅り出發、六時四十分六龜驛に着、同地より自動車を驅り出發、七時十分潮州驛に着、同地より自動車を驅り出發、七時二十分萬丹驛に着、同地より自動車を驅り出發、七時四十分新園驛に着、同地より自動車を驅り出發、八時十分鳳山驛に着、同地より自動車を驅り出發、八時二十分高雄驛に着、同地より自動車を驅り出發、八時四十分左營驛に着、同地より自動車を驅り出發、九時十分橋頭驛に着、同地より自動車を驅り出發、九時二十分楠梓驛に着、同地より自動車を驅り出發、九時四十分岡山驛に着、同地より自動車を驅り出發、十時十分鼓山驛に着、同地より自動車を驅り出發、十時二十分旗山驛に着、同地より自動車を驅り出發、十時四十分美濃驛に着、同地より自動車を驅り出發、十一時十分六龜驛に着、同地より自動車を驅り出發、十一時二十分潮州驛に着、同地より自動車を驅り出發、十一時四十分萬丹驛に着、同地より自動車を驅り出發、十二時十分新園驛に着、同地より自動車を驅り出發、十二時二十分鳳山驛に着、同地より自動車を驅り出發、十二時四十分高雄驛に着、同地より自動車を驅り出發、一時十分左營驛に着、同地より自動車を驅り出發、一時二十分橋頭驛に着、同地より自動車を驅り出發、一時四十分楠梓驛に着、同地より自動車を驅り出發、二時十分岡山驛に着、同地より自動車を驅り出發、二時二十分鼓山驛に着、同地より自動車を驅り出發、二時四十分旗山驛に着、同地より自動車を驅り出發、三時十分美濃驛に着、同地より自動車を驅り出發、三時二十分六龜驛に着、同地より自動車を驅り出發、三時四十分潮州驛に着、同地より自動車を驅り出發、四時十分萬丹驛に着、同地より自動車を驅り出發、四時二十分新園驛に着、同地より自動車を驅り出發、四時四十分鳳山驛に着、同地より自動車を驅り出發、五時十分高雄驛に着、同地より自動車を驅り出發、五時二十分左營驛に着、同地より自動車を驅り出發、五時四十分橋頭驛に着、同地より自動車を驅り出發、六時十分楠梓驛に着、同地より自動車を驅り出發、六時二十分岡山驛に着、同地より自動車を驅り出發、六時四十分鼓山驛に着、同地より自動車を驅り出發、七時十分旗山驛に着、同地より自動車を驅り出發、七時二十分美濃驛に着、同地より自動車を驅り出發、七時四十分六龜驛に着、同地より自動車を驅り出發、八時十分潮州驛に着、同地より自動車を驅り出發、八時二十分萬丹驛に着、同地より自動車を驅り出發、八時四十分新園驛に着、同地より自動車を驅り出發、九時十分鳳山驛に着、同地より自動車を驅り出發、九時二十分高雄驛に着、同地より自動車を驅り出發、九時四十分左營驛に着、同地より自動車を驅り出發、十時十分橋頭驛に着、同地より自動車を驅り出發、十時二十分楠梓驛に着、同地より自動車を驅り出發、十時四十分岡山驛に着、同地より自動車を驅り出發、十一時十分鼓山驛に着、同地より自動車を驅り出發、十一時二十分旗山驛に着、同地より自動車を驅り出發、十一時四十分美濃驛に着、同地より自動車を驅り出發、十二時十分六龜驛に着、同地より自動車を驅り出發、十二時二十分潮州驛に着、同地より自動車を驅り出發、十二時四十分萬丹驛に着、同地より自動車を驅り出發、一時十分新園驛に着、同地より自動車を驅り出發、一時二十分鳳山驛に着、同地より自動車を驅り出發、一時四十分高雄驛に着、同地より自動車を驅り出發、二時十分左營驛に着、同地より自動車を驅り出發、二時二十分橋頭驛に着、同地より自動車を驅り出發、二時四十分楠梓驛に着、同地より自動車を驅り出發、三時十分岡山驛に着、同地より自動車を驅り出發、三時二十分鼓山驛に着、同地より自動車を驅り出發、三時四十分旗山驛に着、同地より自動車を驅り出發、四時十分美濃驛に着、同地より自動車を驅り出發、四時二十分六龜驛に着、同地より自動車を驅り出發、四時四十分潮州驛に着、同地より自動車を驅り出發、五時十分萬丹驛に着、同地より自動車を驅り出發、五時二十分新園驛に着、同地より自動車を驅り出發、五時四十分鳳山驛に着、同地より自動車を驅り出發、六時十分高雄驛に着、同地より自動車を驅り出發、六時二十分左營驛に着、同地より自動車を驅り出發、六時四十分橋頭驛に着、同地より自動車を驅り出發、七時十分楠梓驛に着、同地より自動車を驅り出發、七時二十分岡山驛に着、同地より自動車を驅り出發、七時四十分鼓山驛に着、同地より自動車を驅り出發、八時十分旗山驛に着、同地より自動車を驅り出發、八時二十分美濃驛に着、同地より自動車を驅り出發、八時四十分六龜驛に着、同地より自動車を驅り出發、九時十分潮州驛に着、同地より自動車を驅り出發、九時二十分萬丹驛に着、同地より自動車を驅り出發、九時四十分新園驛に着、同地より自動車を驅り出發、十時十分鳳山驛に着、同地より自動車を驅り出發、十時二十分高雄驛に着、同地より自動車を驅り出發、十時四十分左營驛に着、同地より自動車を驅り出發、十一時十分橋頭驛に着、同地より自動車を驅り出發、十一時二十分楠梓驛に着、同地より自動車を驅り出發、十一時四十分岡山驛に着、同地より自動車を驅り出發、十二時十分鼓山驛に着、同地より自動車を驅り出發、十二時二十分旗山驛に着、同地より自動車を驅り出發、十二時四十分美濃驛に着、同地より自動車を驅り出發、一時十分六龜驛に着、同地より自動車を驅り出發、一時二十分潮州驛に着、同地より自動車を驅り出發、一時四十分萬丹驛に着、同地より自動車を驅り出發、二時十分新園驛に着、同地より自動車を驅り出發、二時二十分鳳山驛に着、同地より自動車を驅り出發、二時四十分高雄驛に着、同地より自動車を驅り出發、三時十分左營驛に着、同地より自動車を驅り出發、三時二十分橋頭驛に着、同地より自動車を驅り出發、三時四十分楠梓驛に着、同地より自動車を驅り出發、四時十分岡山驛に着、同地より自動車を驅り出發、四時二十分鼓山驛に着、同地より自動車を驅り出發、四時四十分旗山驛に着、同地より自動車を驅り出發、五時十分美濃驛に着、同地より自動車を驅り出發、五時二十分六龜驛に着、同地より自動車を驅り出發、五時四十分潮州驛に着、同地より自動車を驅り出發、六時十分萬丹驛に着、同地より自動車を驅り出發、六時二十分新園驛に着、同地より自動車を驅り出發、六時四十分鳳山驛に着、同地より自動車を驅り出發、七時十分高雄驛に着、同地より自動車を驅り出發、七時二十分左營驛に着、同地より自動車を驅り出發、七時四十分橋頭驛に着、同地より自動車を驅り出發、八時十分楠梓驛に着、同地より自動車を驅り出發、八時二十分岡山驛に着、同地より自動車を驅り出發、八時四十分鼓山驛に着、同地より自動車を驅り出發、九時十分旗山驛に着、同地より自動車を驅り出發、九時二十分美濃驛に着、同地より自動車を驅り出發、九時四十分六龜驛に着、同地より自動車を驅り出發、十時十分潮州驛に着、同地より自動車を驅り出發、十時二十分萬丹驛に着、同地より自動車を驅り出發、十時四十分新園驛に着、同地より自動車を驅り出發、十一時十分鳳山驛に着、同地より自動車を驅り出發、十一時二十分高雄驛に着、同地より自動車を驅り出發、十一時四十分左營驛に着、同地より自動車を驅り出發、十二時十分橋頭驛に着、同地より自動車を驅り出發、十二時二十分楠梓驛に着、同地より自動車を驅り出發、十二時四十分岡山驛に着、同地より自動車を驅り出發、一時十分鼓山驛に着、同地より自動車を驅り出發、一時二十分旗山驛に着、同地より自動車を驅り出發、一時四十分美濃驛に着、同地より自動車を驅り出發、二時十分六龜驛に着、同地より自動車を驅り出發、二時二十分潮州驛に着、同地より自動車を驅り出發、二時四十分萬丹驛に着、同地より自動車を驅り出發、三時十分新園驛に着、同地より自動車を驅り出發、三時二十分鳳山驛に着、同地より自動車を驅り出發、三時四十分高雄驛に着、同地より自動車を驅り出發、四時十分左營驛に着、同地より自動車を驅り出發、四時二十分橋頭驛に着、同地より自動車を驅り出發、四時四十分楠梓驛に着、同地より自動車を驅り出發、五時十分岡山驛に着、同地より自動車を驅り出發、五時二十分鼓山驛に着、同地より自動車を驅り出發、五時四十分旗山驛に着、同地より自動車を驅り出發、六時十分美濃驛に着、同地より自動車を驅り出發、六時二十分六龜驛に着、同地より自動車を驅り出發、六時四十分潮州驛に着、同地より自動車を驅り出發、七時十分萬丹驛に着、同地より自動車を驅り出發、七時二十分新園驛に着、同地より自動車を驅り出發、七時四十分鳳山驛に着、同地より自動車を驅り出發、八時十分高雄驛に着、同地より自動車を驅り出發、八時二十分左營驛に着、同地より自動車を驅り出發、八時四十分橋頭驛に着、同地より自動車を驅り出發、九時十分楠梓驛に着、同地より自動車を驅り出發、九時二十分岡山驛に着、同地より自動車を驅り出發、九時四十分鼓山驛に着、同地より自動車を驅り出發、十時十分旗山驛に着、同地より自動車を驅り出發、十時二十分美濃驛に着、同地より自動車を驅り出發、十時四十分六龜驛に着、同地より自動車を驅り出發、十一時十分潮州驛に着、同地より自動車を驅り出發、十一時二十分萬丹驛に着、同地より自動車を驅り出發、十一時四十分新園驛に着、同地より自動車を驅り出發、十二時十分鳳山驛に着、同地より自動車を驅り出發、十二時二十分高雄驛に着、同地より自動車を驅り出發、十二時四十分左營驛に着、同地より自動車を驅り出發、一時十分橋頭驛に着、同地より自動車を驅り出發、一時二十分楠梓驛に着、同地より自動車を驅り出發、一時四十分岡山驛に着、同地より自動車を驅り出發、二時十分鼓山驛に着、同地より自動車を驅り出發、二時二十分旗山驛に着、同地より自動車を驅り出發、二時四十分美濃驛に着、同地より自動車を驅り出發、三時十分六龜驛に着、同地より自動車を驅り出發、三時二十分潮州驛に着、同地より自動車を驅り出發、三時四十分萬丹驛に着、同地より自動車を驅り出發、四時十分新園驛に着、同地より自動車を驅り出發、四時二十分鳳山驛に着、同地より自動車を驅り出發、四時四十分高雄驛に着、同地より自動車を驅り出發、五時十分左營驛に着、同地より自動車を驅り出發、五時二十分橋頭驛に着、同地より自動車を驅り出發、五時四十分楠梓驛に着、同地より自動車を驅り出發、六時十分岡山驛に着、同地より自動車を驅り出發、六時二十分鼓山驛に着、同地より自動車を驅り出發、六時四十分旗山驛に着、同地より自動車を驅り出發、七時十分美濃驛に着、同地より自動車を驅り出發、七時二十分六龜驛に着、同地より自動車を驅り出發、七時四十分潮州驛に着、同地より自動車を驅り出發、八時十分萬丹驛に着、同地より自動車を驅り出發、八時二十分新園驛に着、同地より自動車を驅り出發、八時四十分鳳山驛に着、同地より自動車を驅り出發、九時十分高雄驛に着、同地より自動車を驅り出發、九時二十分左營驛に着、同地より自動車を驅り出發、九時四十分橋頭驛に着、同地より自動車を驅り出發、十時十分楠梓驛に着、同地より自動車を驅り出發、十時二十分岡山驛に着、同地より自動車を驅り出發、十時四十分鼓山驛に着、同地より自動車を驅り出發、十一時十分旗山驛に着、同地より自動車を驅り出發、十一時二十分美濃驛に着、同地より自動車を驅り出發、十一時四十分六龜驛に着、同地より自動車を驅り出發、十二時十分潮州驛に着、同地より自動車を驅り出發、十二時二十分萬丹驛に着、同地より自動車を驅り出發、十二時四十分新園驛に着、同地より自動車を驅り出發、一時十分鳳山驛に着、同地より自動車を驅り出發、一時二十分高雄驛に着、同地より自動車を驅り出發、一時四十分左營驛に着、同地より自動車を驅り出發、二時十分橋頭驛に着、同地より自動車を驅り出發、二時二十分楠梓驛に着、同地より自動車を驅り出發、二時四十分岡山驛に着、同地より自動車を驅り出發、三時十分鼓山驛に着、同地より自動車を驅り出發、三時二十分旗山驛に着、同地より自動車を驅り出發、三時四十分美濃驛に着、同地より自動車を驅り出發、四時十分六龜驛に着、同地より自動車を驅り出發、四時二十分潮州驛に着、同地より自動車を驅り出發、四時四十分萬丹驛に着、同地より自動車を驅り出發、五時十分新園驛に着、同地より自動車を驅り出發、五時二十分鳳山驛に着、同地より自動車を驅り出發、五時四十分高雄驛に着、同地より自動車を驅り出發、六時十分左營驛に着、同地より自動車を驅り出發、六時二十分橋頭驛に着、同地より自動車を驅り出發、六時四十分楠梓驛に着、同地より自動車を驅り出發、七時十分岡山驛に着、同地より自動車を驅り出發、七時二十分鼓山驛に着、同地より自動車を驅り出發、七時四十分旗山驛に着、同地より自動車を驅り出發、八時十分美濃驛に着、同地より自動車を驅り出發、八時二十分六龜驛に着、同地より自動車を驅り出發、八時四十分潮州驛に着、同地より自動車を驅り出發、九時十分萬丹驛に着、同地より自動車を驅り出發、九時二十分新園驛に着、同地より自動車を驅り出發、九時四十分鳳山驛に着、同地より自動車を驅り出發、十時十分高雄驛に着、同地より自動車を驅り出發、十時二十分左營驛に着、同地より自動車を驅り出發、十時四十分橋頭驛に着、同地より自動車を驅り出發、十一時十分楠梓驛に着、同地より自動車を驅り出發、十一時二十分岡山驛に着、同地より自動車を驅り出發、十一時四十分鼓山驛に着、同地より自動車を驅り出發、十二時十分旗山驛に着、同地より自動車を驅り出發、十二時二十分美濃驛に着、同地より自動車を驅り出發、十二時四十分六龜驛に着、同地より自動車を驅り出發、一時十分潮州驛に着、同地より自動車を驅り出發、一時二十分萬丹驛に着、同地より自動車を驅り出發、一時四十分新園驛に着、同地より自動車を驅り出發、二時十分鳳山驛に着、同地より自動車を驅り出發、二時二十分高雄驛に着、同地より自動車を驅り出發、二時四十分左營驛に着、同地より自動車を驅り出發、三時十分橋頭驛に着、同地より自動車を驅り出發、三時二十分楠梓驛に着、同地より自動車を驅り出發、三時四十分岡山驛に着、同地より自動車を驅り出發、四時十分鼓山驛に着、同地より自動車を驅り出發、四時二十分旗山驛に着、同地より自動車を驅り出發、四時四十分美濃驛に着、同地より自動車を驅り出發、五時十分六龜驛に着、同地より自動車を驅り出發、五時二十分潮州驛に着、同地より自動車を驅り出發、五時四十分萬丹驛に着、同地より自動車を驅り出發、六時十分新園驛に着、同地より自動車を驅り出發、六時二十分鳳山驛に着、同地より自動車を驅り出發、六時四十分高雄驛に着、同地より自動車を驅り出發、七時十分左營驛に着、同地より自動車を驅り出發、七時二十分橋頭驛に着、同地より自動車を驅り出發、七時四十分楠梓驛に着、同地より自動車を驅り出發、八時十分岡山驛に着、同地より自動車を驅り出發、八時二十分鼓山驛に着、同地より自動車を驅り出發、八時四十分旗山驛に着、同地より自動車を驅り出發、九時十分美濃驛に着、同地より自動車を驅り出發、九時二十分六龜驛に着、同地より自動車を驅り出發、九時四十分潮州驛に着、同地より自動車を驅り出發、十時十分萬丹驛に着、同地より自動車を驅り出發、十時二十分新園驛に着、同地より自動車を驅り出發、十時四十分鳳山驛に着、同地より自動車を驅り出發、十一時十分高雄驛に着、同地より自動車を驅り出發、十一時二十分左營驛に着、同地より自動車を驅り出發、十一時四十分橋頭驛に着、同地より自動車を驅り出發、十二時十分楠梓驛に着、同地より自動車を驅り出發、十二時二十分岡山驛に着、同地より自動車を驅り出發、十二時四十分鼓山驛に着、同地より自動車を驅り出發、一時十分旗山驛に着、同地より自動車を驅り出發、一時二十分美濃驛に着、同地より自動車を驅り出發、一時四十分六龜驛に着、同地より自動車を驅り出發、二時十分潮州驛に着、同地より自動車を驅り出發、二時二十分萬丹驛に着、同地より自動車を驅り出發、二時四十分新園驛に着、同地より自動車を驅り出發、三時十分鳳山驛に着、同地より自動車を驅り出發、三時二十分高雄驛に着、同地より自動車を驅り出發、三時四十分左營驛に着、同地より自動車を驅り出發、四時十分橋頭驛に着、同地より自動車を驅り出發、四時二十分楠梓驛に着、同地より自動車を驅り出發、四時四十分岡山驛に着、同地より自動車を驅り出發、五時十分鼓山驛に着、同地より自動車を驅り出發、五時二十分旗山驛に着、同地より自動車を驅り出發、五時四十分美濃驛に着、同地より自動車を驅り出發、六時十分六龜驛に着、同地より自動車を驅り出發、六時二十分潮州驛に着、同地より自動車を驅り出發、六時四十分萬丹驛に着、同地より自動車を驅り出發、七時十分新園驛に着、同地より自動車を驅り出發、七時二十分鳳山驛に着、同地より自動車を驅り出發、七時四十分高雄驛に着、同地より自動車を驅り出發、八時十分左營驛に着、同地より自動車を驅り出發、八時二十分橋頭驛に着、同地より自動車を驅り出發、八時四十分楠梓驛に着、同地より自動車を驅り出發、九時十分岡山驛に着、同地より自動車を驅り出發、九時二十分鼓山驛に着、同地より自動車を驅り出發、九時四十分旗山驛に着、同地より自動車を驅り出發、十時十分美濃驛に着、同地より自動車を驅り出發、十時二十分六龜驛に着、同地より自動車を驅り出發、十時四十分潮州驛に着、同地より自動車を驅り出發、十一時十分萬丹驛に着、同地より自動車を驅り出發、十一時二十分新園驛に着、同地より自動車を驅り出發、十一時四十分鳳山驛に着、同地より自動車を驅り出發、十二時十分高雄驛に着、同地より自動車を驅り出發、十二時二十分左營驛に着、同地より自動車を驅り出發、十二時四十分橋頭驛に着、同地より自動車を驅り出發、一時十分楠梓驛に着、同地より自動車を驅り出發、一時二十分岡山驛に着、同地より自動車を驅り出發、一時四十分鼓山驛に着、同地より自動車を驅り出發、二時十分旗山驛に着、同地より自動車を驅り出發、二時二十分美濃驛に着、同地より自動車を驅り出發、二時四十分六龜驛に着、同地より自動車を驅り出發、三時十分潮州驛に着、同地より自動車を驅り出發、三時二十分萬丹驛に着、同地より自動車を驅り出發、三時四十分新園驛に着、同地より自動車を驅り出發、四時十分鳳山驛に着、同地より自動車を驅り出發、四時二十分高雄驛に着、同地より自動車を驅り出發、四時四十分左營驛に着、同地より自動車を驅り出發、五時十分橋頭驛に着、同地より自動車を驅り出發、五時二十分楠梓驛に着、同地より自動車を驅り出發、五時四十分岡山驛に着、同地より自動車を驅り出發、六時十分鼓山驛に着、同地より自動車を驅り出發、六時二十分旗山驛に着、同地より自動車を驅り出發、六時四十分美濃驛に着、同地より自動車を驅り出發、七時十分六龜驛に着、同地より自動車を驅り出發、七時二十分潮州驛に着、同地より自動車を驅り出發、七時四十分萬丹驛に着、同地より自動車を驅り出發、八時十分新園驛に着、同地より自動車を驅り出發、八時二十分鳳山驛に着、同地より自動車を驅り出發、八時四十分高雄驛に着、同地より自動車を驅り出發、九時十分左營驛に着、同地より自動車を驅り出發、九時二十分橋頭驛に着、同地より自動車を驅り出發、九時四十分楠梓驛に着、同地より自動車を驅り出發、十時十分岡山驛に着、同地より自動車を驅り出發、十時二十分鼓山驛に着、同地より自動車を驅り出發、十時四十分旗山驛に着、同地より自動車を驅り出發、十一時十分美濃驛に着、

臺灣日日新報 夕刊

高雄重工業地帶を縫ふ 第一號運河起工式

きのふ戲獅甲の現場で擧行

【高雄特電】高雄築港工務出張所が第一期大發展の第一歩として着手した高雄重工業地帶の第一號運河は愈々起工の運びとなり、四日午前十時より旧内務部長官舍前の現場に於て盛大に擧行された、當日は朝來の雨天にも拘らず、陸海軍關係者、小林總督代理として出席の高雄州内務部長、高雄市長、高雄築港出張所長、高雄商工會議所關係者、高雄市會議員、高雄州會議員、高雄州下各郡守、高雄州下各警察署長、高雄州下各官廳學校長、高雄州下各官廳學校生徒代表、高雄州下各官廳學校生徒代表、高雄州下各官廳學校生徒代表